

意見第 2 号

後期高齢者医療制度における保険料軽減の特例措置の継続を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 7 日

提出者 久喜市議会議員
渡 辺 昌 代
杉 野 修
賛成者 久喜市議会議員
川 辺 美 信

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

後期高齢者医療制度における保険料軽減の特例措置の継続を求める意見書

後期高齢者医療制度における保険料については、世帯の所得に応じ、均等割の 2 割、5 割、7 割が軽減となりますが、国は、軽減を求める世論の中で、制度の導入時に激変緩和のための特例措置として、低所得者の所得割を 5 割軽減にし、均等割 7 割の軽減を 8.5 割、9 割へ拡大しました。また、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人は所得水準にかかわらず 9 割軽減としてきました。

ところが政府は、昨年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部の決定により、「激変緩和の特例措置をいつまでも継続するのは適切ではない」と、段階的に縮小するとしました。しかし、一部継続があるものの、今後の段階的廃止によって保険料は、はね上がり、耐え難い負担増となってしまいます。

全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、昨年 11 月 12 日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置について」は、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持することを求めています。

よって、政府におかれては、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮し、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を行うよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて